

公立・法人等 無償化についての保育の要件

【申込条件】 認可外保育施設利用児童（3歳児～5歳児クラス）、
幼稚園等の午後預かり保育利用児童、一時預かり施設利用児童
※どの児童も無条件で無償化対象ではありません。

すべての児童が無条件で無償化対象ではありませんので、基準等を十分確認されたうえで
お申し込みください。

※0歳児～2歳児クラスは、非課税世帯のみ対象です。

※一度認定されても以下の保育の要件が変更となった場合は、変更申請が必要となり、
再度判定をさせていただきます。

No	保育を必要とする事由	保護者の状況 (18歳以上64歳以下の同居世帯員含む)	保育実施期間	備考（添付資料等）
1	就労	ひと月において月64時間以上就労している。	就労期間中	市指定様式の就労証明書(裏面の「就労状況自己申告欄」記入必須。自営業・農業等の方はタイムスケジュールの記入必須) 法人代表者:会社登記簿の写しを添付 自営業の方:開業届・営業許可証の写しを添付 農業の方:農業従事者証明書を添付 (証明書が発行できない場合は、居住地民生委員の証明が必要)
2	妊娠・出産	妊娠中、または出産後の休養が必要である。	産前3ヶ月 産後6ヶ月 (産後は求職活動3ヶ月間を含む)	出産前の場合:産科医の発行する妊娠証明書 出産後の場合:親子(母子)健康手帳の市長印が押印された出生届出済証明ページの写し
3	疾病・障がい等	保護者自身が病気やケガ、または心身に障がいがある。	保護者の療養期間中	市指定様式の診断書
4	介護・看護等	親族を看護、または介護している。	親族の療養期間中	市指定様式の看護・介護証明用診断書
5	災害復旧等	災害の復旧にあたっている。 (震災・火災・風水害等)	災害復旧に要する期間	行政機関で該当内容について記載された書類
6	求職活動	求職活動(起業の準備等を含む)を継続的におこなっている。	90日間	市指定様式の求職活動申立書
7	就学	大学や職業訓練校・専門学校等に通っており、ひと月において月64時間以上就学している。	就学期間中 (職業訓練期間に求職期間90日間を含む)	市指定様式の就学申立書 ※在学証明書と授業日数・時間等が確認できる書類を添付 ※職業訓練等は登録証など就学が確認できる書類を添付
8	虐待・DV	虐待やDV(家庭内暴力)のおそれがある	必要な期間	行政機関で該当内容について記載された書類
9	育児休業 ※	育児休業取得時に、既に保育・預かりを利用している児童がいて、同一施設での継続利用が必要であると認められること。 ※注意:新規申込には該当しません	育児休業対象児童が1歳6ヶ月になる月の末日まで	就労証明書(育児休業期間の記載が必要)
10	その他	市長が必要と認めるとき。	必要な期間	

【預かり保育利用開始日について】 開始日時については、申請のうえ調整となります。

※公立幼稚園の預かり保育については、園によって実施できない場合があります。また定員もあります。

休園日や預かり保育が不承諾になった場合に対応できないことが予測される場合は、保育施設をご検討ください。

※施設等利用給付認定通知書（認定変更通知書）は、ご利用の園・施設に必ずご提示ください。
(利用期間がある間は保管してください。)

認定されている期間の間は無償化対象(施設により償還払いとなるか現物給付となるか違います)となります。

期限が切れる場合は、期限内に新たな保育を必要とする事由の書類を下記まで持参しお手続きください。

問い合わせ先:宮古島市こども家庭局こども未来課 保育こども園係

TEL:0980-72-3751(代表)